

香川県広域水道企業団企業長の職務を代理する副企業長の順序に関する規則をここに公布する。

平成30年 7月27日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第14号

香川県広域水道企業団企業長の職務を代理する副企業長の順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定及び香川県広域水道企業団規約（平成29年総行市第69号）第10条第3項の規定に基づき、企業長の職務を代理する副企業長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 高木 孝征

第2順位 大西 秀人

第3順位 谷川 俊博

附 則

この規則は、公布の日から施行する。